

奈良市犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良市犯罪被害者等支援条例（平成31年奈良市条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(遺族見舞金の額の調整)

第2条 条例第10条第2号に規定する傷害見舞金の支給を受けた者が死亡した場合（当該傷害見舞金の支給に係る犯罪等による被害に起因して死亡した場合に限る。）における遺族見舞金の額は、同条第1号の規定にかかわらず、同号に定める額から既に支給した傷害見舞金の額を控除した額とする。

(遺族見舞金の支給申請)

第3条 条例第10条第1号に規定する遺族見舞金の支給を受けようとする者（以下「遺族見舞金申請者」という。）は、遺族見舞金支給申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 犯罪等により死亡した者（以下この条において「犯罪被害者」という。）の死亡診断書、死体検案書その他当該被害者の死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類
- (2) 遺族見舞金申請者本人であることを確認することができる書類の写し
- (3) 遺族見舞金申請者と犯罪被害者との続柄に関する事項が記載された戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書又はその他の証明書
- (4) 遺族見舞金申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
- (5) 遺族見舞金申請者が配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）以外の者であるときは、条例第11条第3項に規定する遺族の順位の中で当該申請者の順位が最も高いことを証明する書類
- (6) 遺族見舞金申請者が条例第11条第1項第2号に掲げる者に該当するときは、犯罪行為が行われた当時犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(傷害見舞金の支給申請)

第4条 傷害見舞金の支給を受けようとする者（以下「傷害見舞金申請者」という。）は、傷害見舞金支給申請書（別記第2号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 犯罪等により重傷病を受けた年月日並びに当該重傷病の治療に要する期間及び状態に関する医師又は歯科医師の診断書
- (2) 傷害見舞金申請者本人であることを確認することができる書類の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(見舞金の支給決定等)

第5条 市長は、前2条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、遺族見舞金及び傷害見舞金（以下「見舞金」という。）の支給の可否を決定し、犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）支給決定通知書（別記第3号様式）又は犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）不支給決定通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

(見舞金の請求)

第6条 前条の規定により見舞金の支給の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、その支払を

請求するときは、犯罪被害者等見舞金交付請求書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（見舞金の支給制限対象者）

第7条 条例第13条に規定する見舞金を支給しないことができるときは、次の各号に掲げるときとする。

(1) 犯罪等が行われた時において、犯罪被害者等（犯罪等による被害を受けた者又はその遺族（条例第11条第3項に規定する遺族の順位が最も高位である者（当該順位が最も高位である者が2人以上あるときは、そのいずれかの者）に限る。）に限る。以下同じ。）と加害者との間に次のいずれかに該当する関係があったとき。ただし、婚姻を継続し難い重大な事由が生じていた場合その他の当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合又はこれと同視することが相当と認められる事情がある場合及び犯罪等による被害を受けた者と加害者との間の親族関係にあっては、加害者が人違いによって又は不特定の者を害する目的で、当該犯罪等による被害を受けた者に対して当該犯罪行為を行ったと認められる場合を除く。

ア 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合を含む。）又は直系血族（親子については、養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。）

イ 3親等以内の親族

(2) 犯罪等による被害について、犯罪被害者等に次のいずれかに該当する行為があったとき。

ア 当該犯罪等を教唆し、又はほう助する行為

イ 暴行、脅迫、挑発等当該犯罪行為を誘発する行為

(3) 犯罪被害者等に次のいずれかに該当する事由があるとき。

ア 当該犯罪等を容認していたこと。

イ 奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団、その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたこと。

（見舞金の返還命令）

第8条 市長は、条例第15条の規定により見舞金の返還をさせる場合において、既に見舞金が支給されているときは、申請者に対し、犯罪被害者等見舞金返還命令書（別記第6号様式）により期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（報告等）

第9条 市長は、見舞金の支給に関し必要があると認めるときは、受給者に対し報告を求め、及び関係機関等に照会若しくは調査を行うことができる。

（その他）

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この規則は、この規則の施行の日以後に行われた犯罪等による被害について適用する。

別記

第1号様式（第3条関係）

遺族見舞金支給申請書

年 月 日

（宛先）奈良市長

申請者 住 所

氏 名

㊟

電話番号

被害者との続柄

奈良市犯罪被害者等支援条例施行規則第3条の規定により、次のとおり、遺族見舞金の支給を申請します。

| | | | |
|-----------------------------------|-------------------|-----------|-----|
| 犯罪等の行われた日時 | 年 月 日 午前・午後 時頃 | | |
| 犯罪等の行われた場所 | | | |
| 被害者 | フリガナ 氏 名 | | |
| | 生年月日 | 年 月 日 | |
| | 犯罪等の行われた 時点の住所 | | |
| | 死亡年月日 | 年 月 日 | |
| 犯罪等の発生状況 | | | |
| 加害者と犯罪被害者又は第1順位の 遺族との間の親族関係の有無 | 有（ ）・無 | | |
| 死亡前の傷害見舞金の支給の有無 | 有 ・ 無 | | |
| 取扱警察署及び受理番号等 | 警察署 年 月 日 第 号 | | |
| 他の同 順位の 遺族 | 氏 名 | 犯罪被害者との続柄 | 住 所 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

（注）第1順位の遺族とは、条例第11条第3項に規定する遺族の順位が最も高位である者をいう。

（同意確認事項）

- （1）犯罪等の発生状況その他この申請に関して必要な事項について、奈良市長が奈良県警察等の関係機関に調査等を実施することに同意します。
- （2）この申請に係る遺族見舞金の支給を受けることができる同順位の遺族が2人以上あるとき又は遺族見舞金の支給決定を受けた後に、この見舞金を受け取るべき他の遺族の存在が判明したときは、私の責任において他の遺族との調整をいたします。

年 月 日 氏 名

㊟

第2号様式（第4条関係）

傷害見舞金支給申請書

年 月 日

（宛先）奈良市長

申請者 住 所

氏 名

Ⓜ

電話番号

奈良市犯罪被害者等支援条例施行規則第4条の規定により、次のとおり傷害見舞金の支給を申請します。

| | | |
|----------------------|-------------------|-------|
| 犯罪等の行われた日時 | 年 月 日 午前・午後 時頃 | |
| 犯罪等の行われた場所 | | |
| 被害者 | フリガナ 氏 名 | |
| | 生年月日 | 年 月 日 |
| | 犯罪等の行われた 時点の住所 | |
| 犯罪等の発生状況 | | |
| 加害者と犯罪被害者との間の親族関係の有無 | 有（ ）・無 | |
| 負傷又は疾病の状態 | 別添診断書のとおり | |
| 取扱警察署及び受理番号等 | 警察署 年 月 日 第 号 | |

（同意確認事項）

犯罪等の発生状況その他この申請に関して必要な事項について、奈良市長が奈良県警察等の関係機関に調査等を実施することに同意します。

年 月 日 氏 名

Ⓜ

第3号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）支給決定通知書

様

奈良市長



年 月 日付で支給の申請がありました犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）
につきましては、次のとおり支給することに決定しましたので通知します。

（遺族・傷害）見舞金の額 金 円

第4号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）不支給決定通知書

様

奈良市長



年 月 日付で支給の申請がありました犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）
につきましては、次のとおり支給しないことに決定しましたので通知します。

不支給の理由

年 月 日

犯罪被害者等見舞金交付請求書

（宛先）奈良市長

請求者 住 所

氏 名

印

電話番号

奈良市犯罪被害者等支援条例施行規則第6条の規定により、次のとおり犯罪被害者等見舞金の支給を請求します。

| | | |
|----------------|--------------|-----------------|
| 請 求 金 額 | | 円 |
| 見舞金支給決定通知書の番号等 | | 年 月 日付 第 号 |
| 見舞金の種類 | | 遺族見舞金・傷害見舞金 |
| 見舞金の 振込先 | 金融機関名 | 銀行 金庫 農協 |
| | 金融機関コード | |
| | 本（支）店名 | 本店 支店 出張所 |
| | 支店コード | |
| | 預金種別 | 普通 ・ 当座 |
| | 口座番号 | |
| | フリガナ 口座名義 | |

犯罪被害者等見舞金返還命令書

様

奈良市長



奈良市犯罪被害者等支援条例施行規則第8条の規定により、次のとおり返還を命じます。

| | |
|----------------------|---------------|
| 返還すべき見舞金 | 遺族見舞金 ・ 傷害見舞金 |
| 返 還 金 額 | 円 |
| 返 還 期 限 | 年 月 日まで |
| 返 還 理 由 | |
| 返 還 方 法 | |
| 見舞金の支給決定 金 額 | 円 |
| 見舞金の既給付金 額及び給付年月日 | |